

公聴会における注意事項

【意見陳述人の方へ】

1. 意見陳述は、あらかじめ届出があり、経済産業大臣から指定された者以外の者による陳述はできません。
2. 意見陳述は、既に届け出られた意見陳述届出書に基づくこととし、できるだけ簡潔に要点を述べるようにお願いします。
3. 本日は、北海道電力株式会社の電気料金値上げ認可申請を含む、特定小売供給約款の変更に係る公聴会ですので、事案の範囲を超えて発言することはできません。
4. 持ち時間は、議事進行上 1 人当たり 15 分以内となっています。持ち時間の中で、意見陳述後、北海道電力、資源エネルギー庁又は電力・ガス取引監視等委員会にご質問いただくことが可能です。
5. 陳述開始後、意見陳述時間の残り 5 分前にベルを 1 回、1 分前にベルを 2 回、持ち時間終了時にベルを 3 回鳴らしますので、これらを目安に陳述を進め、持ち時間内で陳述を終えるようお願いいたします。
6. 陳述の指名があっても席にいらっしゃらない場合、議事進行上、後順位となる場合があります、他の意見陳述人からの陳述が全て終わっても席にいらっしゃらない場合には、意見を述べないとみなされる場合がありますので、ご注意ください。
7. 次の陳述順の方は、係員の誘導に従い、控席にてお待ちください。
8. 議事中は静粛に願います。携帯電話は電源をお切り頂くか、マナーモードに設定してください。
9. 公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、発言を禁止され、又は退場を命ぜられることがありますから、そのようなことのないようご注意ください。ビラを配るなどの行為も認めておりません。
10. 会場内は禁煙です。飲食もご遠慮願います。
11. 休憩時間等において会場外に退出し再入場される場合は、受付の際に渡されたカードホルダーと身分証を提示ください。なお、お帰りの際は、出口にて、カードホルダーを係員にご返却ください。
12. その他公聴会に関しては、議長及び係員の指示に従うようお願いします。